

議員氏名：渡辺 訓任

議案番号：議案第51号

案 件 名：二宮町印鑑条例の一部を改正する条例

討論内容：

私は、議案第51号については反対の立場で、委員長報告に反対、議案についても反対の立場で討論いたします。

この条例は、国の法律改正により、現行の在留カード、特別永住者証明書を、マイナンバーカードと一体化した特定在留カード、特定特別永住者証明書の運用が始まることに伴い、我が町でもコンビニ等での印鑑登録証明書の交付を当該カードで行えるようにするものであります。

反対の理由は、カードの一体化についての問題です。マイナンバーカードの取得は任意であるとされています。町内の取得率は、執行側からも、全体で8割を超える一方で、外国籍の方は取得率は6割を少し切る、こういうご答弁でした。一方で、在留カード等の受領、これは必須です。ですから、在留カード等とマイナンバーカードが一体化されれば、任意とは表向きしていても、マイナンバーカードの取得が実質義務化されることにつながるのではないのでしょうか。

さらに、政府は、今年1月に閣議決定をいたしました、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策の中で、今後、全ての在留外国人が原則として特定在留カード等を取得するための方策を検討すると明記しています。政府の方針は、取得は任意であるとする法の趣旨にも反するのではないのでしょうか。現在でも、マイナンバーカードを持っている外国籍の方は、コンビニ等で印鑑登録証明の交付が可能です。マイナンバーカードを持っている方にとってはカードが2枚から1枚になると、そういうメリット以外にはないのではないのでしょうか。

政府は、カードの一体化について、マイナンバーカードの普及によって在留管理における情報把握を図ることを目的の1つとしています。総合的対応策の中では、2027年9月から、マイナンバーによる情報連携で、国民健康保険料や国民年金保険料の納付状況、地方税の課税状況等を関係機関から出入国在留管理庁へ提供するとしています。さらに今後、上陸審査や在留審査、納付勧奨の際にも活用する仕組みを検討しているとされています。外国籍の人の生活保護利用や児童手当受給の状況把握にも活用を検討するとのことでした。

政府の総合的対応策を見ましたけども、表向きは在留外国人との共生をうたっていますが、いかに管理、または排除するか、こういう視点でつくられていると感じています。マイナンバーカードを普及させて、マイナンバーカードによる行政間での情報提供、収集を可能にする。10月から、在留資格の変更・更新の手数料が、一律6,000円から大幅に上がることは報じられています。現政府の下で、その先で起こるのは、保険料や税を滞納してしまった、生活保護を利用せざるを得ないなど、実際に生活に苦しむ在留外国人の排除だけではないのでしょうか。

国が行うべきは、外国籍の人々の人権を守り、日本社会で共に暮らしていくための丁寧な支援だと考えます。かながわ人権施策推進指針に基づいて、国籍に関わらず、同じ住民として、その生活に寄り添った対応が必要なのではないのでしょうか。

以上のことから、我が町では、やはり、この国の施策をそのまま、マイナンバーカードに一体化することについては反対をいたします。